

## H30前期 高所作業車運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <http://www.kyousyu.org> —  
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781  
 本部 千代田区神田美倉町 10 喜助新神田ビル 3F34 号室 TEL 03-3254-8404

(初版 H30.1.25 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、作業床が10m以上に達する(\*注参照)高所作業車の運転は、高所作業車運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはならない事が定められております。

(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 305 号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

\*注 作業床10m未満の高所作業車の運転は「高所作業車運転業務特別教育」の受講が必要です。

(埼玉局登録第 305 号 教習機関登録更新予定日：平成 31 年 3 月 30 日)

### 1. 日程、定員など

実施回	第1回	第2回
日程	6月	9月
	A 22～23日	A 20～21日
	B 21～23日	B 19～21日
	C 21～23日	C 19～21日
開催	熊谷教習所	熊谷教習所
場所	20名	20名

### 2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

### 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	36,000(34,560+1,440)	①移動式クレーン運転士免許 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了
B	3日	38,160(36,720+1,440)	①建設機械施工技術検定 ②普通、準中型、中型、大型、大特自動車運転免許所持 ③フォークリフト、車両系建設機械、ショベル、不整地運搬車 いずれかの技能講習修了
C	3日	40,320(38,880+1,440)	通常コース(普通自動車免許未所持)

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

### 4. 講習科目、時間割 (Bコースの時間割です。)

学科講習	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間
	作業に関する装置の構造取扱方法知識	5時間
	関係法令	1時間
	学科試験	1時間
実技講習	作業のための装置の操作	6時間
	実技試験	1時間

※Bコースの1日目の講習は、午前中で終わります。

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。ご了承の程、お願い申し上げます。

### 5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Web ページより印刷できます)の FAX で、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)糊付けして、返送お願いします。なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

\*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。

\*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

\*注意 **開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

### 6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催日より、当協会が受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)

- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

## 高所作業車運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	受講の免除を受けることができる者	免除科目
A	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な 一般的事項に関する知識
B	<p>一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施行技術検定に合格した者</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、又は、普通自動車免許を有する者</p> <p>三 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p>	原動機に関する知識
C	通常の受講	免除なし